
件名: 第3回 ユビキタスシステム開発検討委員会 議事録
日時: 2005年10月19日 水曜日 13:30~17:00
場所: 馬事畜産会館2階 第1会議室

1 開 会 (略)

2 ご挨拶

農水省 A「今日は、トレーサビリティについての第三者認証という議題をあげている。認証制度をつくることによってシステムの信頼性が確保できれば、取り組む事業者に対してメリットになり、普及のインセンティブになるのではないかと考えている」

3 審 議

(1) 食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会について

農水省:(資料1「食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会について」を説明)
「認証制度は、農水省も JAS 制度や、まだ制度までなっていないが GAP、HACCP があり、それらとの整合性を図る必要がある。第三者認証の必要性についてまず意見交換していただきたい」

* 生産工程公表 JAS 等との関連について

委員 B「JAS 法との関係はどうなるのか」

農水省 C「JAS の規格には、一般のしょうゆとか林産物などの規格や、最近では生産情報を公表する規格、有機農産物の規格もある。

さらに今年の JAS 法改正により、新しく流通に関する規格を設けることになった。トレーサビリティで流通情報を開示するというのも、流通 JAS の 1 つの有力な候補であると考えている。来年の 3 月に法律施行されるので、実際にはそれ以降正式に検討していく」

農水省 D「JAS は登録認定機関制度をとっており、登録基準に適合したら、大臣が登録する。登録認定機関が認定生産工程管理者と認定小分業者を認定するというになっている」

委員 B「(資料2:第三者認証検討委員会の)委員が決まったが、JAS 法に制約されるのか」

農水省 A「それとはまったく関係がない」

農水省 C「第三者認証という制度そのものをみると、たとえば、認証機関はガイド 65¹など、一般的なルールが作られてきているので、その辺も十分考慮していただきたい」

委員 E「今の JAS の仕組みをよく認識した上で、改めて議論する必要があると思う」

¹ ISO/IEC ガイド 65(製品認証機関に対する一般要求事項)

* 製品認証か、組織認証か

委員 E 「信頼性を保つためには、第三者認証制度をつくることは必要だ。消費者にとって選択し易い仕組みにしておく必要があるので、製品認証にすべきではないか。今の制度の中で流通履歴のようなものの認証がどこまでできるか、改正 JAS で対応されない場合は、新しい JAS の仕組みを創っていくことも含めて検討していった方がいい。ISO22000 は組織認証であって製品認証までいっていない。JAS 規格がリードしてもよいのではないか」

委員 F 「消費者は詳細な生産履歴の提示よりも、提示された情報に信頼性があり、トレーサビリティの仕組みがきちんとチェックされているかという方が大事だと回答している。いずれ第三者認証は必要だと思っている。

日本の状況を考えると、JAS や国際的に議論されている ISO22005 との関係性を考慮していくことが必要である。ISO 22005 では、いまのところ認証は前提としないが、認証に用いることは制約しないと確認されている。また、ISO 22000 の規格と ISO 22005 との関係が十分議論されていないので、見極めていく必要がある。発効すると食品のトレーサビリティに関して主要なガイドラインになるので、それとは別に日本でトレーサビリティを認証するというのは、あまり好ましくない。

もう一つは、認証制度を創った時に、実際、事業者の方が使ってくださるということが非常に大事だ。議論の過程では、これまでトレーサビリティの仕組み作りに対処して、問題点や要件などを十分熟知されている方に意見交換をしていただくことが大事なのではないか」

委員 G 「製品認証のためには、今のトレーサビリティの定義のままでは、全部の段階で組織認証をとる必要がある。そうすると、生鮮農産物はいいが、大部分の加工食品には適用できないので、HACCP と同様に組織認証みたいなのも考えた方がいい」

委員 K 「(組織認証は)あまり意味がない。HACCP さえ消費者から全然認知されていない」

委員 F 「ISO22000 は基本的に事業者単位で考えられているが、ISO 22005 は組織 (organization) の定義を、個人とその集合の両方を考慮していて、表向きはチェーンのトレーサビリティを重視する議論を始めたが、1 事業者単位でもいいという発想が急速に入ってきている。チェーンで認定する時に、1 事業者単位の認定をただ繋いだだけなのか、何か特有の要求事項が加わるのか、ISO 22005 の部会で議論はされていない」

農水省 A 「ISO の規格は、適用範囲を明確に決めれば、原料から製品までではなくても、加工工程だけで認定の対象になる」

委員 F 「その点は、ISO 22005 で議論になっており、目的を選択して、製品や原材料を明確にして、どこからどこまでを遡及するか特定することになると思う」

委員 B 「そうすると、消費者側からみると今の認証というのは混乱し誤解するだろう」

委員 F 「日本として、消費者にわかりやすいような表示の仕方と、そのパックの表示に即した認定をしていくことになり、研究が必要だ」

委員 H 「色々な制度が別々に走り出すと、消費者の方も業者の方も非常に混乱する。その場合、消費者からすれば製品認証が一番わかりやすいので、こういったものを対象

にしていくか、議論していく必要がある」

委員 E「ISO22000 の規格は、それぞれの組織への要求事項であり、個別の組織が一応の要件をみたして認証が受けられる仕組みだ。ところが、トレーサビリティになると、いくつかの組織が絡むので、ISO 22000 の延長線上でのシステムの規格というのは難しいのではないかと。共通するものは製品しかないもので、要件を満たすには、単純なものから徐々にやっていく必要がある」

委員 F「ヨーロッパの例などをみると、マークを付けて製品を販売している。事業所が作っているもの全てではなく、製品が特定されて、それについて要求事項を満たしてつくられた製品にマークがつけられる。製品認証とは、それと同じ意味か」

委員 E「同じだ。有機 JAS においても、要件を満たしている組織かどうかという技術的認定基準と小分けの要件も設定している。したがって、流通経路が不特定なものに認証マークを付けるのは難しい」

委員 F「やはり二重の取組みが必要なのではないか。認定は事業者単位でやるとしても、それだけではつながる保証はないので、認証制度とはまた別に、団体の取組みを組織していく以外にはないと思う。それから、ちゃんとチェーンがつながっていないのに、商品にマークが付くということがないかということだが、事業者単位の認定なので途中で切れると、小売段階ではマークは付かない」

委員 E「それぞれの川上から川下まで色々な組織が絡んでくるが、トレーサビリティの資格要件と基準がある程度合っていれば認証する。ただ、製品については、すべて組織が掲げた要件が揃い全てつながって、はじめて製品にマークが付く、というイメージだろう」

委員 G「そうすると、どの流通経路を辿っていくのが、予め決まっているところでないといけない。最終的に消費者に表示することと認証とは別に考えた方がいいと思う」

* 認証に向けた検査の方法

委員 B「今、品目別にガイドラインを作っている。一応任意だが、ガイドラインに基づいてやっているかどうかを認証するということになると思うがどうか」

委員 F「認証のためには現在の品目別ガイドラインだけではだめで、検査や監査する事項を定めて、はっきり確保すべき事項を決めていかないといけない」

委員 I「ヨーロッパでは、科学的検証に随分力を入れている。ミスもあるし、悪意のごまかしもある中で、それを捕えるための方法を確保することが大切なのではないか」

委員 K「しかし、原産地表示の問題では難しくはないか」

委員 I「限界はあるが、それが全くなければ、全部善意で正しく動いているという前提になる」

委員 F「記録した書類のチェックで、信頼性を確保していける」

委員 K「本当に悪意を持ってやろうと思ったら、改ざん等ができてしまうと思う」

委員 H「全く書類でしかチェックできないということになると、本当に悪意を見抜けないが、科学的な判定をすれば、完全ではなくても、対象を絞り込むことができ見つけやすくなる。科学的な手法の検討は重要で、平行してやった方がいいと思う」

委員 F「ヨーロッパの導入例では、作った手順に沿っているかを繰り返しチェックして、手順に沿うように改善していくことが大事で、どの段階でも非常に強調されていた。事業者の方にとっても、認証時の監査や検査が、信頼性の確保だけではなく、日常業務の改善につながると認識されれば、(導入に対する)意識が高まるのではないか」

委員 E「科学的検証は非常に説得力はあるが限度がある。有機 JAS の場合には、生産管理工程者という制度を作ってチェックしている。だから国の制度であっても、事前に関係者が登録して、そこに第三者的な監査が入るというやり方から始めるしかないと感じている」

* 認証制度活用の見込み

委員 B「プライベートブランドの方が、第三者認証やトレーサビリティを活用するのではないか。逆にいえば製品別だと、生産段階では非常にトレーサビリティが叫ばれているが、流通段階で途切れてしまう。各段階ごとに認証する制度があってもいいのではないか」

委員 J「(取引相手が不特定な)流通段階でも(トレーサビリティ確保が)何とかなるようにトレーサビリティシステムを作っているのではないのか」

委員 F「認証対象の範囲を特定し、示していけばいいと思う。

また、一番トレーサビリティの取り組みが盛んなのは自治体レベルだ。自治体を中心となり、各段階の事業者を集めて仕組みを作っている。そして自治体がシステムを認証するという形になっている」

委員 G「自治体ごとの取り組みが進むと、いくつもトレーサビリティ(の認証制度)ができて、国のトレーサビリティ(の認証制度)とどういう関係になっていくのか」

委員 F「まずは取り組みを始めて、いずれ統一という話が出てくるのではないか」

委員 E「全国の流通形態からみると他県、複数県にまたがりつつあるのが一般的で、自治体の及ぶ範囲も限度がある。国の仕組みという形でやらないとうまくいかない」

委員 K「範囲を特定すれば認証できるようにする場合、農産物の箱に農家番号が書いてあり、小売から農家を遡及できる場合、トレーサビリティが出来ていると見なすのか」

委員 F「その場合、小売店から農場にはそのまま行くが、その間どこを通ったかが分からない。それが必要だ」

* 認証制度における国の役割

委員 F「品目やそのカテゴリーで組織的に共同してやろうと号令をかけるか、何らかの形で義務化でしないと、つながらない。同時に業界団体や自治体で取り組んでもらえるような仕組みを作って、どうすれば広い範囲で活用されるか検討する必要がある。利用者単位で認定していけば、製品にまでマークを付けられるのではないか」

農水省 L「特裁のガイドラインの認証、認定方式のようなイメージか」

農水省 A「国レベルで自治体の形の基準を作って認証のまとめりをつくり、それを民間でやっていただくということで考えている」

委員 E「先ほど国の制度がいいと言ったが、(自治体や民間等で)きちんとした独自に基準

をつくってやっているというところが多いのではないかと。ある程度、国が基準を示し、それに沿ってチェックするような仕組みも考えられる。その方が、実態に合っているのではないかと」

委員 F「それはフランス型である。グループが基準を作っていて、認証する方が基準に従ってやられているかどうかをチェックする。トレーサビリティであれば、共通の要求事項を示してチェックする。それだと色々な団体が適用できると思う」

結論：第三者認証は必要で、検討委員会の設立を承認する。細かい規定や内容などは、検討委員会で議論する。

* トレーサビリティの定義について

農水省：(資料1の「3(1)「トレーサビリティ」の定義について」を説明)

農水省 A「トレーサビリティの定義について、Codex 委員会で平成 16 年 7 月に決まっております、ISO でも Codex 委員会に合わせるという事で話が進んでいる。トレーサビリティシステム構築に向けた考え方の中の定義には、食品の他に『食品に関する情報』というあやふやな部分がある。また Codex 委員会が採択した定義と整合性を取るためにも、検討しておく必要があるのではないかと。改定案として示しているのは、Codex 委員会で定義したものに準拠すること、備考 1 の情報は必須、備考 2 の情報は任意の情報と定義してはどうかと考えている。構築に向けた考え方の中の定義を改定案のように変えていきたい」

委員 F「Codex の定義の翻訳で、『各段階』となっているところは、『特定の段階』と訳した方がいいのではないかと。特定された段階、範囲が定められた段階、という意味だ。『各段階で』と書いてしまうと、全ての段階が繋がっているように理解される。国際的な定義は、ある範囲でつなげるということだ」

農水省 A「以前、農水省と厚生労働省で訳した時にこういう訳をつけオーソライズされた。和訳の改訂については、政府に任せたい」

委員 F「Codex の定義と全く同じだけにしておいた方がいいと思う、備考は要らない」

結論：トレーサビリティの定義は Codex に準拠し、備考 1 と 2 は削除する。

* 策定すべき事項

農水省 A「資料 1 の『3(2) 第三者認証を実施するために策定すべき事項』を、決めていただきたい」

農水省 C「第三者認証検討委員会のメンバーを見ると、認証制度に詳しい方もいるので、委員会で議論するのも一案だ」

委員 B「委員のメンバーは案としては承認ということだが、変更もあり得るということではないか」

農水省 A「基本的には、どんどん(検討委員を)入れていっていいと思う。なるべく情報公

開していきたい」

結果：「策定すべき事項」については、第三者認証検討委員会で検討する。

(2) 関連事業の中間報告

農流研：(資料「(社)農協流通研究所が実施する事業の実施状況」を説明)

需給センター：(資料4「(社)食品需給研究センターが実施する事業の中間報告」を説明)

* 「 - 1 第三者認証システムの検討」について

農水省 L「『 - 1 第三者認証システムの検討』については、基本的に需給センターの方で提案し、それに対して農水省が意見を付けるという形で進めたい」

事務局「検討させていただきたい」

結論：実施体制について、農水省と需給センターにて改めて検討する。

* 「 - 3 小売業者からの遡及可能性調査」について

委員 B「回答状況はどうか」

事務局「0割と10割の両極端に偏る傾向がある」

農水省 L「今回の調査方法を手直した上で、統計部が調査を行う予定である。その結果は、来年3月頃に速報が出る」

委員 F「トレーサビリティで遡及するということがどういうことか、回答者に周知されておらず、そのために回答も状況を反映していない。調査する際に、遡及するということかという適正な説明書を作成し、啓発しながら、質問するべきだ」

農水省 A「現在理解されている範囲で調査していかなければいけない。啓発と兼ねて調査をやるのもよいが、政策目標の指標の現状値を出すには、やむを得なかった」

委員 F「特に統計部の調査となると、定義が必要である。どうやって分かり易い表現にしていくかが勝負である」

事務局「今回の調査の説明書は、資料4の19ページの左側のとおりである。これを読んでもらい、しかも一定の理解を得るのが困難な状況である。もっとよい表現があれば、ぜひご指摘いただきたい」

委員 H「この調査において、遡及して特定する生産者は、農家個人ではなく団体か」

事務局「この調査ではそのとおりとした。ただし、生産者団体は大型化しており、県単位の団体の場合、より細かい単位に特定できなくてもよいが、という問題もある」

委員 G「青果物のほとんどは箱に入っている分には、産地が特定できる。この調査の基準は、箱の表示だけではなく、記録を残すことを求めているのか」

事務局「そのとおりである」

委員 K「既に伝票の形で記録が残っているのではないか」

事務局「小売業者が卸売業者等からの伝票を保管している場合、その伝票に農協名等が書いてあるのが基準となる」

委員 G「『24 時間以内』というのは、どこから出てきたのか」

農水省 L「大手スーパー等への聞き取り調査の結果、24 時間以内が目安として妥当と判断した。科学的な根拠があって 24 時間としたわけではない」

事務局「回答者から、仕入先が休業日なら 24 時間以内は無理、との意見があった。問い合わせたときに確実に応答してくれるかどうか分からない、という意見もあった」

委員 F「実際にやってみて、どれくらいかかったか試してみるのはいかがでしょうか」

事務局「実際に、ある大規模店で 10 点ほどの商品の遡及を依頼したところ、2 時間程度で過半数の商品について遡及ができた。しかし店舗の担当者と問い合わせ先に、かなり負担をかけることになったため、多数の小売業者に協力を依頼することは現実的でない」と判断した」

結果：実施した調査の調査票や集計結果を提供し、小売業者への説明書や質問の仕方等についてメールや FAX で意見を出していただく。それを需給センターでまとめて、統計部の来年度以降の調査票に反映させる。

5 閉 会（略）

3 月 3 日は、開発事業の成果報告会を開催。

次回、委員会は 3 月末を予定。

以上